平成29年３月14日
神奈川県立病院機構理事会
資料３
人事部
第27号議案

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程の制定について

１　改正の趣旨

神奈川県立病院労働組合・自治労神奈川県立病院機構労働組合との交渉において妥結した結果等に基づき

(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程
(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則
(3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則
(4) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則
(5) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程
(6) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程
(7) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程

について、所要の改正を行う。

２　改正の内容

(1)　平成28年度給与改定の内容（第１条から第６条）

ア　給料表の改正（第１条から第４条）

給料表を引上げる。

(ア)　一般職員
(イ)　再雇用職員
(ウ)　任期付研究員及び任期付職員

イ　地域手当の改正（第１条・第５条）

支給割合を現行の11.5％から11.6％に改定する。

ウ　期末勤勉手当の改正（平成28年12月期から）（第１条から第５条）

(ア)　一般職員

勤勉手当の支給月数を以下のとおり改定する。

平成28年度勤勉手当	現行	改正
12月期	0.8月	0.9月

(イ)　再雇用職員

勤勉手当の支給月数を以下のとおり改定する。

平成28年度勤勉手当	現行	改正
12月期	0.375月	0.425月

(ウ)　任期付研究員及び任期付職員

期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

平成28年度期末手当	現行	改正
12月期	1.575月	1.675月

(エ)　役員

期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

平成28年度期末手当	現行	改正
12月期	1.65月	1.75月

エ　勤勉手当成績率の改正（平成28年４月から）（第６条）

勤勉手当の支給月数の改定にあわせ、勤勉手当成績率を改定する。

(2)　平成29年度給与改定の内容（第７条から第15条）

ア　扶養手当（第７条）

別表のとおり改定する。

イ　地域手当（第８条・第14条）

支給割合を平成28年度改正後の11.6％から11.8％に改定する。

ウ　期末勤勉手当の改正（第８条・第11条～第14条）

(ア)　一般職員

勤勉手当の支給月数を以下のとおり改定する。

平成29年度勤勉手当	現行(28改正後)	改正
６月期	0.8月	0.85月
12月期	0.8月(0.9月)	0.85月

(イ)　再雇用職員

勤勉手当の支給月数を以下のとおり改定する。

平成29年度勤勉手当	現行(28改正後)	改正
６月期	0.375月	0.4月
12月期	0.375月(0.425月)	0.4月

(ウ)　任期付研究員及び任期付職員

期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

平成29年度期末手当	現行(28改正後)	改正
６月期	1.575月	1.625月
12月期	1.575月(1.675月)	1.625月

(エ)　役員

期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

平成29年度期末手当	現行(28改正後)	改正
６月期	1.5月	1.525月
12月期	1.65月(1.75月)	1.7月

エ　統括部長手当（第９条）

組織規程第７条第１項及び第15条第４項に定める統括部長に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

オ　助産師手当（第10条）

助産師（保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第３条）資格を有し分娩介助業務、保健指導及び産後ケア業務等助産師が行うべき業務に原則として常時従事する職員に支給する。

カ　給料表の改正（第13条）

任期付職員の給料表を引上げる。

キ　管理職手当（第15条）

医療職給料表(2)の職務の級が６級の部長に支給する。

3　施行期日等

○　２(1)平成28年度給与改定の内容については、平成28年４月１日の適用とする。ただし、２(1)エは平成28年12月１日の適用とする。

○　２(2)平成29年度給与改定の内容については、平成29年４月１日の施行とする。

【別表】

<table>
<tr><th>扶養親族</th><th>現行支給額</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>職位
(事務職給料表(1)相当)</th><th>31年度</th><th>32年度以降</th></tr>
<tr><td rowspan="2">配偶者</td><td rowspan="2">14,800</td><td rowspan="2">11,100</td><td rowspan="2">7,400</td><td>7級以下</td><td>7,400</td><td>7,400</td></tr>
<tr><td>8級</td><td>3,700</td><td>3,700</td></tr>
<tr><td colspan="7">子</td></tr>
<tr><td>配偶者がない場合このうち1人</td><td>12,500</td><td>13,900</td><td>15,200</td><td rowspan="6"></td><td>15,200</td><td>15,200</td></tr>
<tr><td>扶養親族でない配偶者がある場合このうち1人</td><td>7,800</td><td>9,000</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>上記以外の子</td><td>7,000</td><td>8,600</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>1人目の子</td><td rowspan="3">—</td><td rowspan="3">—</td><td>10,200</td><td>10,200</td><td>10,200</td></tr>
<tr><td>2人目の子</td><td>11,000</td><td>11,000</td><td>11,000</td></tr>
<tr><td>3人目以降の子</td><td>12,000</td><td>12,000</td><td>12,000</td></tr>
<tr><td>特定期間(※)の子(加算額)</td><td>7,000</td><td>7,000</td><td>7,000</td><td>7,000</td><td>7,000</td></tr>
<tr><td colspan="7">※　特定期間とは、15歳に達する日（誕生日の前日）後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。</td></tr>
<tr><td colspan="7">父母等</td></tr>
<tr><td>配偶者がない場合このうち1人</td><td>12,500</td><td>9,800</td><td rowspan="3">7,000</td><td>7級以下</td><td>7,000</td><td>7,000</td></tr>
<tr><td>扶養親族でない配偶者がある場合このうち1人</td><td>7,800</td><td>7,400</td><td>8級</td><td>3,500</td><td>3,500</td></tr>
<tr><td>上記以外の扶養親族</td><td>7,000</td><td>7,000</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

地方独立行政法人　神奈川県立病院機構

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

第１章　平成28年度改正事項

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正）

第１条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第29条第２項中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表第１から別表第８までを次のように改める。

附則第14項中「100分の11.5」を「100分の11.6」に改める。

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則の一部改正）

第２条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則の一部を次のように改正する。

第９条第９項中「100 分の37.5」を「100 分の42.5」に、「100 分の47.5」を「100 分の52.5」に改める。

別表を次のように改める。

「別表

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
事務職等給料表(1)	186,700	234,200	254,200	273,600	288,700	314,100	355,800	388,900
	他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。							
事務職等給料表(2)	192,600	203,700	222,200	243,000	273,700			
	病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。							
技術研究職給料表	216,500	257,700	282,500	324,900	383,400	425,100		
	病院に勤務し、専門的科学知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った再雇用職員等に適用する。							
医療職給料表(1)	296,400	338,900	393,200	466,400	566,300			
	病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師である再雇用職員等に適用する。							

医療職給料表（2）	187,700	242,500	255,900	281,100	321,800	364,000		
	病院に勤務する再雇用職員等で備考２に掲げる者に適用する。							
医療職給料表（3）	234,100	254,400	261,600	271,800	288,100	325,200	369,600	
	病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師である再雇用職員等に適用する。							
福祉職給料表	200,500	240,000	254,800	287,400	314,100	355,800		
	病院に勤務し、相談指導等を行う相談員、心理判定員及び保育士である再雇用職員等に適用する。							
技能職給料表	192,600	203,700	222,200	243,000	273,700			
	病院に勤務する単純な労務に雇用される再雇用職員等（事務職等給料表（2）の適用を受ける再雇用職員等を除く。）に適用する。							

備考

1　表中の数字は単位を円とし、給料月額を指すものとする。

2　医療職給料表（2）を適用する再雇用職員等は、次のとおりとする。

（1）　調剤業務を行う薬剤師

（2）　栄養管理業務を行う栄養士

（3）　診療放射線技師及び診療エックス線技師

（4）　臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者

（5）　臨床工学技士

（6）　理学療法士その他の理学療法技術者及び作業療法士その他の作業療法技術者

（7）　視能訓練士その他の視能技術者

（8）　歯科衛生士及び歯科技工士

（9）　あん摩マッサージ指圧師

(10)　前各号に類する医療技術者

」を

「別表

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
事務職等給料表(1)	186,900	234,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100
	他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。							
事務職等給料表(2)	192,800	203,900	222,400	243,200	273,900			

	病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。							
技術研究職給料表	216,700	257,900	282,700	325,100	383,600	425,300		
	病院に勤務し、専門的科学知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った再雇用職員等に適用する。							
医療職給料表（1）	296,600	339,100	393,400	466,600	566,500			
	病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。							
医療職給料表（2）	187,900	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200		
	病院に勤務する再雇用職員等で備考２に掲げる者に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。							
医療職給料表（3）	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800	
	病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。							
福祉職給料表	200,700	240,200	254,500	287,600	314,300	356,000		
	病院に勤務し、相談指導等を行う相談員、心理判定員及び保育士である再雇用職員等に適用する。							
技能職給料表	192,800	203,900	222,400	243,200	273,900			
	病院に勤務する単純な労務に雇用される再雇用職員等（事務職等給料表（2）の適用を受ける再雇用職員等を除く。）に適用する。							

備考

1　表中の数字は単位を円とし、給料月額を指すものとする。

2　医療職給料表（2）を適用する再雇用職員等は、次のとおりとする。

（1）　調剤業務を行う薬剤師

（2）　栄養管理業務を行う栄養士

（3）　診療放射線技師及び診療エックス線技師

（4）　臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者

（5）　臨床工学技士

（6）　理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

（7）　視能訓練士

(8)　歯科衛生士及び歯科技工士

(9)　あん摩マッサージ指圧師

(10)　前各号に類する医療技術者

」に改める。

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則の一部改正）

第３条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則の一部を次のように改正する。

第７条第１項の任期付研究員給料表（１）を次のように改める。

「任期付研究員給料表（１）

号給	給料月額(円)
1	393,300
2	453,300
3	515,300
4	595,300
5	692,300
6	790,300

」を

「任期付研究員給料表（１）

号給	給料月額(円)
1	394,100
2	454,100
3	515,500
4	595,500
5	692,500
6	790,500

」に改める

第７条第２項の任期付研究員給料表（２）を次のように改める。

「任期付研究員給料表（２）

号給	給料月額(円)
1	327,300
2	363,300
3	391,300

」を

「任期付研究員給料表（２）

号給	給料月額(円)
1	328,100
2	364,100

3	392,100

」に改める。

第８条第１項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則の一部改正）

第４条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則の一部を次のように改正する。

第10条第１項の特定任期付職員給料表を次のように改める。

「特定任期付職員給料表

号給	給料月額(円)
1	371,300
2	419,300
3	471,300
4	532,300
5	607,300
6	709,300
7	829,300

」を

「特定任期付職員給料表

号給	給料月額(円)
1	372,100
2	420,100
3	471,500
4	532,500
5	607,500
6	709,500
7	829,500

」に改める。

第11条の一部を次のように改める。

「　　単位：円

医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当
３年未満	313,500	36,052	216,000
４年未満	327,900	37,708	216,000
５年未満	352,700	40,560	216,000
６年未満	365,100	41,986	216,000
７年未満	379,500	43,642	216,000
８年未満	390,800	44,942	216,000

9年未満	400,900	46,103	216,000
10年未満(10年以上)	410,200	47,173	216,000

」を

「

単位：円

医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当
3年未満	315,200	36,563	216,000
4年未満	329,400	38,210	216,000
5年未満	354,100	41,075	216,000
6年未満	366,300	42,490	216,000
7年未満	380,500	44,138	216,000
8年未満	391,700	45,437	216,000
9年未満	401,600	46,585	216,000
10年未満(10年以上)	410,800	47,652	216,000

」に改める。

第12条第1項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正）

第5条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100 分の165」を「100 分の175」に改める。

附則第5項中「100分の11.5」を「100分の11.6」に改める。

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）

第6条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「100 分の160」を「100 分の170」に、「100 分の200」を「100分の210」に改める。

第21条第1項第2号中「100 分の75」を「100 分の80」に、「100 分の95」を「100 分の100」に改める。

第2章　平成29年度改正事項

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正）

第7条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号中「者」の次に「（第1号から第5号までに該当する者を除く。）」を加え、同号を第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3)　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫

第14条第３項全文を次のように改める。

3　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族については7,400円（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事(1)８級職員等」という。）にあっては、3,700円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）においては、そのうち１人については１万200円（職員に配偶者がない場合にあっては、１万5,200円）とし、扶養親族たる子が２人以上ある場合についてはそのうち１人を除く他の子について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とし、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族においては、１人につき7,000円（事(1)８級職員等にあっては、3,500円）とする。

(1)　扶養親族たる子が２人ある場合　１万1,000円

(2)　扶養親族たる子が３人以上ある場合　そのうち１人については１万1,000円、その他の子については　１　人につき１万2,000円

第14条第５項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に、「がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合」を「たる子がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）」に改め、同項第２号中「第２項第２号又は第４号」を「扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号」に改め、同項第３号及び第４号中「、父母等」を削り、第６項中「すべて」を「全て」に改め、第７項全文を次のように改める。

7　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)　扶養手当を受けている職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合

(2)　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第５項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3)　扶養親族たる配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るものがある事(1)８級職員等が事（1）８級職員等以外の職員となった場合

(4)　扶養親族たる配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るものがある職員で事（1）８級職員等以外のものが事（1）８級職員等となった場合

(5)　扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

(6)　扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第５項第１号に該当する場合を除く。

第８条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第29 条第２項中「100 分の90」を「100 分の85」に、「100 分の110」を「100 分の105」に改める。

附則第14項中「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」を「平成29年４月１日から平成30年３月31日まで」に、「100分の11.6」を「100分の11.8」に改める。

第９条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第30条の５の次に次の１条を加える。

（統括部長手当）

第30条の６　統括部長手当は、組織規程第７条第１項及び第15条第４項に定める統括部長に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

２　統括部長手当の月額は、10万円とする。

３　前２項に規定するもののほか、統括部長手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第30条の６の次に次の１条を加える。

（助産師手当）

第30条の７　助産師手当は、助産師（保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第３条）資格を有し分娩介助業務、保健指導及び産後ケア業務等助産師が行うべき業務に原則として常時従事する職員に支給する。

２　助産師手当の月額は、8,000円とする。

３　前２項に規定するもののほか、助産師手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則の一部改正）

第11条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則の一部を次のように改正する。

第９条第９項中「100 分の42.5」を「100 分の40」に、「100 分の52.5」を「100 分の50」に改める。

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則の一部改正）

第12条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則の一部を次

のように改正する。

第８条第１項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則の一部改正）

第13条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則の一部を次のように改正する。

第11条の一部を次のように改める。

「　　単位：円

医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当
３年未満	315,200	36,563	216,000
４年未満	329,400	38,210	216,000
５年未満	354,100	41,075	216,000
６年未満	366,300	42,490	216,000
７年未満	380,500	44,138	216,000
８年未満	391,700	45,437	216,000
９年未満	401,600	46,585	216,000
10年未満(10年以上)	410,800	47,652	216,000

」を

「　　単位：円

医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当
３年未満	315,200	37,193	216,000
４年未満	329,400	38,869	216,000
５年未満	354,100	41,783	216,000
６年未満	366,300	43,223	216,000
７年未満	380,500	44,899	216,000
８年未満	391,700	46,220	216,000
９年未満	401,600	47,388	216,000
10年未満(10年以上)	410,800	48,474	216,000

」に改める。

第12条第１項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正）

第14条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「100 分の175」を「100 分の170」に改める。

附則第５項中「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」を「平成29年４月１日から平成30年３月31日まで」に、「100分の11.6」を「100分の11.8」に改める。

（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程の一部改正）

第15条　地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第１（第２条、第３条関係）を次のように改める。

「別表第１（第２条、第３条関係）

職	区分
（略）	
10　２以上の課、科又は室を統括する事務職等給料表（１）の職務の級が７級等の職の事業所の部長、副事務局長その他これらの職に相当する職として理事長が別に定めるもので９に掲げる職以外のもの	４種
11　理事長が別に定めるもの	６種

」を

「別表第１（第２条、第３条関係）

職	区分
（略）	
10　２以上の課、科又は室を統括する事務職等給料表（１）の職務の級が７級等の職の事業所の部長、副事務局長その他これらの職に相当する職として理事長が別に定めるもので９に掲げる職以外のもの 11　医療職給料表（２）の職務の級が６級の職の部長	４種
12　理事長が別に定めるもの	６種

」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この規程中第１条から第６条は、平成28年４月１日から適用する。ただし、勤勉手当及び期末手当については、平成28年12月１日から適用する。

２　この規程中第７条から第15条は、平成29年４月１日から施行する。

（給与の内払）

３　改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程、改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則、改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則、改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則、改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程及び改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程、改正後の地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則、改正後の地方独立行政法人神奈川県

立病院機構任期付研究員に関する就業規則、改正後の地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則、改正後の地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程及び改正後の地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例）

4　平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第7条の規定による改正後の地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「第7条改正後給与規程」という。）第14条第3項の規定にかかわらず、扶養手当の月額は、同条第2項第1号に該当する扶養親族については、1万1,100円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき8,600円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあっては、そのうち1人については9,000円、職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については1万3,900円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合において、扶養親族たる子がないときにあっては、そのうち1人については7,400円、職員に配偶者がない場合において、扶養親族たる子がないときにあっては、そのうち1人については9,800円）とする。この場合において第7条改正後給与規程第14条第7項第3号及び第4号並びに第6号の規定は適用せず、第7条改正後給与規程第14条第5項及び第7項の規定の適用については、第5項中「扶養親族たる子がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）」とあるのは「扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合」と、同項第3号中「がある」とあるのは「又は第14条第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）がある」と、同項第4号中「がある」とあるのは「又は扶養親族たる父母等がある」と、第14条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で第14条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者及び扶養親族たる子のないものが新たに扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5

項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

5　平成 30 年４月１日から平成 31 年３月 31 日までの間は、第７条改正後給与規程第 14 条第７項第３号及び第４号の規定は適用せず、第７条改正後給与規程第 14 条第３項及び第７項の規定の適用については、第３項中「7,400 円（事務職等給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事（1）８級職員等」という。）にあっては、3,700 円)」とあるのは「7,400 円」と、「7,000 円（事（1）８級職員等にあっては、3,500 円)」とあるのは「7,000 円」と、同条第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第５号又は第６号」とする。

6　平成 31 年４月１日から平成 32 年３月 31 日までの間は、第７条改正後給与規程第 14 条第７項の規定の適用については、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号から第６号まで」とする。

別表第1(第8条関係)

事務職等給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,100
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,500
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	466,300

	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	467,100
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	467,800
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	468,600
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	469,200
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	469,900
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,900	
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,600	
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	441,300	
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,500	442,100	
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	401,200	442,700	
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	401,900	443,500	
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	402,600	444,300	
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	403,100	444,900	
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	403,700	445,500	
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	404,300	446,200	
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	404,900	447,000	
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	405,500	447,800	
再任用職員以外の職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	406,000	448,400	
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	406,700	449,100	
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	407,300	449,800	
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	407,800	450,500	
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	408,100	451,300	
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	408,700		
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	409,400		
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	409,900		
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	410,400		
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	411,100		
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	411,800		
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	412,500		
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	412,900		
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,300	413,600		
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	388,000	414,300		
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	388,500	415,000		
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,800	415,500		
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	389,500	416,200		
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	390,200	416,900		
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	390,900	417,600		
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	391,400	418,100		
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	392,100	418,800		
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	392,800	419,500		
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	393,400	420,200		
	85	242,100	291,300	338,300	377,000	393,900	420,700		
	86	242,800	291,600	338,700	377,600	394,500	421,400		
	87	243,500	291,900	339,200	378,200	395,100	422,100		
	88	244,200	292,300	339,600	378,800	395,700	422,800		

	89	244,900	292,600	339,900	379,400	396,400	423,300		
	90	245,400	293,000	340,300	380,000	397,000	424,000		
	91	245,800	293,300	340,800	380,600	397,600	424,700		
	92	246,300	293,700	341,200	381,200	398,200	425,400		
	93	246,600	293,800	341,400	381,900	398,900	425,900		
	94		294,000	341,800	382,500	399,500			
	95		294,400	342,300	383,100	400,100			
	96		294,800	342,700	383,700	400,700			
	97		295,000	342,800	384,400	401,400			
	98		295,300	343,300	385,000	402,000			
	99		295,700	343,700	385,600	402,600			
	100		296,100	344,000	386,200	403,200			
	101		296,300	344,300	386,900	403,900			
	102		296,600	344,700	387,500				
	103		297,000	345,100	388,100				
	104		297,300	345,500	388,700				
	105		297,500	346,000	389,400				
	106		297,800	346,400					
	107		298,200	346,800					
	108		298,500	347,200					
	109		298,700	347,700					
	110		299,100	348,100					
	111		299,500	348,400					
	112		299,800	348,700					
	113		299,900	349,200					
	114		300,200						
	115		300,500						
	116		300,900						
	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2(第8条関係)

事務職等給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
	39	175,500	222,000	249,300	288,100	334,000
	40	177,200	223,100	250,600	289,000	335,200
	41	178,800	224,000	251,600	289,800	336,200
	42	180,200	225,200	252,900	290,800	337,400
	43	181,600	226,200	254,000	291,800	338,600
	44	183,000	227,300	255,300	292,700	339,800

再任用職員以外の職員	45	184,500	228,400	256,200	293,400	340,700
	46	185,900	229,500	257,300	294,300	341,700
	47	187,300	230,600	258,500	295,200	342,800
	48	188,700	231,600	259,500	296,100	343,900
	49	190,000	232,600	260,700	296,800	345,000
	50	191,200	233,700	261,900	297,400	345,900
	51	192,300	234,800	263,100	298,100	346,900
	52	193,500	236,000	264,000	298,900	347,900
	53	194,600	237,100	265,100	299,500	348,800
	54	195,700	238,100	266,200	300,300	350,400
	55	196,800	239,000	267,400	301,000	352,500
	56	197,900	239,800	268,600	301,700	354,700
	57	199,000	240,800	269,500	302,400	356,900
	58	200,000	241,800	270,500	303,100	357,900
	59	201,000	242,800	271,600	303,900	358,800
	60	202,000	243,700	272,600	304,600	359,800
	61	203,100	244,700	273,700	305,200	360,900
	62	204,000	245,600	274,800	305,900	362,000
	63	204,900	246,500	275,700	306,600	363,000
	64	205,800	247,400	276,800	307,300	364,100
	65	206,500	248,200	277,700	307,800	365,000
	66	207,300	249,000	278,500	308,300	365,900
	67	208,000	249,800	279,300	308,900	366,900
	68	208,800	250,500	280,100	309,500	367,900
	69	209,200	251,300	280,900	310,100	369,000
	70	209,800	251,900	281,700	310,500	370,000
	71	210,100	252,400	282,500	311,000	371,100
	72	210,700	252,900	283,200	311,500	372,200
	73	211,000	253,100	284,000	311,800	373,000
	74	211,600	253,500	284,700	312,300	374,000
	75	212,100	254,000	285,500	312,800	375,000
	76	212,900	254,500	286,300	313,200	376,000
	77	213,100	255,000	286,900	313,400	376,800
	78	213,800	255,400	287,400	313,700	377,800
	79	214,300	255,900	287,900	314,000	378,800
	80	214,900	256,400	288,300	314,400	379,800
	81	215,600	256,700	288,700	314,800	380,500
	82	216,100	257,000	289,100	315,200	381,400
	83	216,700	257,300	289,600	315,600	382,300
	84	217,400	257,600	290,100	316,000	383,200
	85	218,000	257,800	290,500	316,300	384,100
	86	218,600	258,000	291,100	316,700	385,100
	87	219,100	258,300	291,700	317,000	386,100
	88	219,800	258,600	292,300	317,300	387,000
	89	220,300	258,800	292,600	317,600	387,900
	90	220,900	259,000	293,100	318,000	388,700
	91	221,500	259,400	293,600	318,300	389,500
	92	222,000	259,600	294,000	318,700	390,300
	93	222,400	259,900	294,400	318,900	390,800
	94	222,900	260,300	294,900	319,200	391,600
	95	223,400	260,600	295,400	319,500	392,400
	96	223,900	260,900	295,900	319,900	393,200

	97	224,500	261,100	296,200	320,200	393,800
	98	225,000	261,400	296,600	320,500	394,500
	99	225,500	261,600	297,100	320,800	395,300
	100	226,000	261,900	297,600	321,100	396,100
	101	226,400	262,200	298,000	321,400	396,800
	102	226,900	262,400	298,400		397,600
	103	227,500	262,700	298,700		398,300
	104	228,100	263,000	299,000		399,100
	105	228,500	263,200	299,300		399,700
	106	229,000	263,400	299,700		400,300
	107	229,500	263,700	300,100		400,900
	108	229,900	263,900	300,500		401,400
	109	230,100	264,200	300,800		401,900
	110	230,500	264,500	301,200		402,500
	111	231,000	264,800	301,600		403,100
	112	231,500	265,000	302,000		403,700
	113	231,800	265,200	302,200		404,200
	114	232,300	265,500	302,500		
	115	232,800	265,700	302,900		
	116	233,300	265,900	303,200		
	117	233,600	266,200	303,500		
	118	234,000	266,500	303,900		
	119	234,400	266,800	304,200		
	120	234,800	267,100	304,500		
	121	235,200	267,200	304,700		
	122		267,500	305,100		
	123		267,800	305,400		
	124		268,100	305,700		
	125		268,200	305,900		
	126		268,500	306,300		
	127		268,800	306,600		
	128		269,100	306,900		
	129		269,200	307,100		
	130		269,500	307,400		
	131		269,800	307,800		
	132		270,100	308,200		
	133		270,200	308,400		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			

備考　この表は、病院に勤務するボイラー操作員及びこれらに準じる技能的業務を行う者に適用する。

別表第3(第8条関係)

技術研究職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700	430,400
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600	433,000
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300	435,500
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100	438,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300	440,600
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000	443,200
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700	445,800
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400	448,300
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000	450,500
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600	452,800
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300	455,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100	457,800
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700	460,300
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400	462,800
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200	465,300
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900	467,800
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400	470,100
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000	472,500
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500	474,900
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100	477,400
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600	479,800
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200	482,300
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800	484,700
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300	487,200
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500	489,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800	491,700
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300	493,900
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800	496,100
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300	497,800
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800	499,300
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300	500,900
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800	502,400
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100	504,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500	505,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900	506,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400	508,400

	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800	509,500
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300	510,700
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700	511,900
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200	513,100
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500	514,000
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,100	515,000
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	492,700	516,000
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	494,300	517,000
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	496,000	518,100
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	496,900	519,000
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	497,800	519,800
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	498,700	520,500
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	499,500	521,400
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	500,400	522,300
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	501,300	523,100
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	502,200	524,000
再任用職員以外の職員	53	234,900	295,300	371,800	420,000	503,000	525,000
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	503,900	525,900
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	504,800	526,800
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	505,700	527,600
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	506,500	528,600
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	507,400	
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	508,300	
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	509,200	
	61	245,800	304,400	378,300	430,100	510,000	
	62	246,900	305,500	379,000	431,000		
	63	247,800	306,600	379,900	432,000		
	64	248,900	307,700	380,800	432,900		
	65	250,100	308,700	381,400	433,800		
	66	251,200	309,800	382,200	434,600		
	67	252,300	310,800	383,000	435,200		
	68	253,200	311,800	383,800	436,000		
	69	254,100	312,900	384,400	436,500		
	70	255,500	313,900	385,100	437,300		
	71	257,000	315,000	385,800	438,200		
	72	258,400	316,100	386,500	439,100		
	73	259,800	316,800	387,200	439,800		
	74	261,200	317,800	387,800	440,600		
	75	262,600	318,900	388,400	441,400		
	76	263,700	320,000	389,100	442,200		
	77	264,800	321,100	389,800	443,100		
	78	266,000	322,100	390,400	443,900		
	79	267,300	323,000	391,000	444,700		
	80	268,400	323,900	391,600	445,500		

	81	269,800	325,000	392,200	446,400		
	82	271,100	325,800	392,800			
	83	272,400	326,500	393,400			
	84	273,600	327,300	394,000			
	85	274,700	327,800	394,500			
	86	275,800	328,300	395,000			
	87	277,100	328,800	395,500			
	88	278,300	329,300	396,200			
	89	279,300	329,600	396,600			
	90	280,500	330,100				
	91	281,600	330,600				
	92	282,800	331,100				
	93	283,800	331,400				
	94	284,800	331,800				
	95	285,800	332,300				
	96	286,800	332,800				
	97	287,300	333,300				
	98	288,200	333,800				
	99	288,900	334,300				
	100	289,800	334,800				
	101	290,700	335,300				
	102	291,400	335,800				
	103	292,100	336,300				
	104	292,800	336,800				
	105	293,500	337,300				
	106	294,000	337,700				
	107	294,500	338,200				
	108	295,000	338,600				
	109	295,200	339,100				
	110	295,600	339,500				
	111	295,900	340,000				
	112	296,200	340,400				
	113	296,500	340,900				
	114	296,800	341,300				
	115	297,100	341,800				
	116	297,400	342,200				
	117	297,700	342,700				
	118	298,100	343,100				
	119	298,400	343,500				
	120	298,800	343,900				
	121	299,100	344,300				

備考　この表は、病院に勤務し、専門的科学知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った職員に適用する。

別表第4(第8条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	244,500	329,900	395,200	470,800	567,000
	2	247,000	332,900	398,100	473,100	570,100
	3	249,500	335,800	401,000	475,300	573,200
	4	252,000	338,800	403,800	477,600	576,300
	5	254,400	341,600	406,500	479,900	579,300
	6	258,200	344,900	409,200	482,100	581,700
	7	262,000	348,000	412,000	484,300	584,100
	8	265,800	351,100	414,700	486,500	586,500
	9	269,400	354,100	417,200	488,700	588,800
	10	273,400	357,000	419,900	490,800	590,300
	11	277,400	360,100	422,600	492,900	591,800
	12	281,400	363,300	425,300	495,000	593,300
	13	285,300	366,300	427,700	497,100	594,800
	14	289,300	369,900	430,200	499,200	595,900
	15	293,200	373,200	432,700	501,300	597,000
	16	297,100	376,900	435,200	503,400	598,100
	17	300,900	380,500	437,500	505,500	599,300
	18	304,500	383,300	439,900	507,500	600,300
	19	308,000	386,100	442,300	509,500	601,300
	20	311,600	388,800	444,700	511,500	602,300
	21	315,200	391,700	446,700	513,300	603,300
	22	318,900	394,300	449,100	515,200	
	23	322,400	396,900	451,500	517,100	
	24	325,900	399,300	453,900	519,000	
	25	329,400	401,600	456,100	520,700	
	26	332,300	403,900	458,400	522,500	
	27	334,900	406,200	460,600	524,300	
	28	337,500	408,500	462,900	526,100	
	29	340,400	410,800	465,100	527,900	
	30	342,500	412,900	467,400	529,700	
	31	344,700	415,000	469,700	531,500	
	32	347,100	417,100	471,900	533,300	
	33	349,400	419,300	474,000	535,100	
	34	351,800	421,200	476,100	536,900	
	35	354,100	423,200	478,200	538,700	
	36	356,600	425,200	480,300	540,500	
	37	359,000	427,200	482,400	542,200	
	38	361,400	429,200	484,200	543,800	
	39	363,800	431,200	486,000	545,400	
	40	366,000	433,200	487,800	547,000	
	41	368,300	435,200	489,500	548,600	
	42	369,700	437,000	491,300	550,000	
	43	371,200	438,700	493,100	551,400	
	44	372,600	440,500	494,900	552,800	
	45	374,200	442,400	496,500	554,000	
	46	375,700	444,200	498,300	555,000	
	47	377,200	446,000	500,100	556,000	
	48	378,700	447,700	501,900	557,000	

	49	379,900	449,600	503,500	558,100	
	50	380,900	451,400	504,800	559,000	
	51	381,900	453,200	506,100	559,900	
	52	382,800	455,000	507,400	560,800	
	53	383,900	456,900	508,600	561,700	
	54	384,800	458,100	509,900	562,600	
	55	385,700	459,300	511,200	563,500	
	56	386,600	460,500	512,500	564,400	
	57	387,500	461,700	513,700	565,300	
	58	388,400	462,700	514,600	566,200	
	59	389,300	463,700	515,500	567,100	
	60	390,100	464,700	516,400	568,000	
	61	390,900	465,600	517,300	568,900	
	62	391,400	466,300	518,200	569,800	
	63	391,800	467,000	519,100	570,700	
	64	392,300	467,700	520,000	571,600	
	65	392,600	468,400	520,900	572,500	
	66		469,100	521,800		
	67		469,800	522,700		
	68		470,500	523,600		
	69		470,900	524,500		
	70		471,600	525,400		
	71		472,300	526,300		
	72		473,000	527,200		
	73		473,500	528,000		
	74		474,200	528,900		
	75		474,900	529,800		
	76		475,600	530,700		
	77		476,100	531,500		
	78		476,700	532,400		
	79		477,300	533,300		
	80		477,900	534,200		
	81		478,500	535,000		
	82		479,100	535,900		
	83		479,700	536,800		
	84		480,300	537,700		
	85		480,800	538,500		
	86		481,400	539,400		
	87		482,000	540,300		
	88		482,600	541,200		
	89		483,100	542,000		
	90		483,700	542,900		
	91		484,300	543,800		
	92		484,900	544,700		
	93		485,400	545,500		
	94		486,000			
	95		486,600			
	96		487,200			
	97		487,700			

備考　この表は、病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。

別表第5(第8条関係)

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,500	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,100	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,700	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,300	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,800	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,400	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	194,000	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,500	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,100	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,800	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,400	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,700	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	206,000	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	208,300	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	210,600	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	212,800	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	214,600	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	216,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	218,000	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	219,700	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	221,300	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	222,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	224,500	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	225,900	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	227,500	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	229,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	230,600	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	232,000	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	233,500	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	234,900	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	236,100	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	237,800	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	239,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	240,400	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	241,800	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	242,900	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	244,100	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	245,300	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	246,500	307,100	354,300	395,000	438,200

	41	208,400	247,900	308,900	355,500	395,800	438,800
	42	209,600	248,900	310,600	356,600	396,600	439,500
	43	210,800	249,900	312,200	357,800	397,400	440,300
	44	212,000	251,000	313,900	359,000	398,200	441,100
	45	213,200	252,200	315,000	360,200	398,600	441,600
	46	214,300	253,600	316,400	361,000	399,200	442,400
	47	215,300	255,000	317,900	362,200	399,700	443,200
	48	216,400	256,500	319,500	363,300	400,400	443,800
	49	217,400	257,900	320,900	364,300	401,100	444,400
	50	218,400	259,600	322,200	365,300	401,800	445,200
	51	219,300	261,300	323,400	366,300	402,500	445,900
	52	220,300	262,900	324,700	367,300	403,000	446,700
	53	220,900	264,400	325,800	368,100	403,600	447,300
	54	221,800	266,200	326,800	368,900	404,200	
	55	222,500	267,900	327,900	369,800	404,800	
	56	223,500	269,600	328,900	370,700	405,400	
	57	224,200	271,100	329,400	371,200	405,900	
	58	225,100	272,800	330,300	372,000	406,600	
	59	225,800	274,500	331,100	372,800	407,200	
	60	226,600	276,100	332,000	373,600	407,800	
再任用職員以外の職員	61	227,500	277,800	332,800	374,000	408,100	
	62	228,300	279,400	333,100	374,700	408,600	
	63	229,200	281,100	333,700	375,400	409,300	
	64	230,300	282,800	334,400	376,100	410,000	
	65	230,900	284,300	335,000	376,500	410,300	
	66	231,700	286,000	335,700	377,100	410,900	
	67	232,500	287,700	336,400	377,800	411,500	
	68	233,300	289,300	337,100	378,400	412,100	
	69	234,000	290,700	337,800	378,800	412,500	
	70	234,700	292,300	338,300	379,300	413,100	
	71	235,400	293,700	338,900	379,800	413,700	
	72	236,000	295,300	339,500	380,300	414,300	
	73	236,700	296,700	339,800	380,900	414,700	
	74	237,500	298,200	340,400	381,400	415,300	
	75	238,300	299,600	340,900	382,000	415,900	
	76	239,000	301,100	341,500	382,600	416,500	
	77	239,600	302,300	342,000	383,100	416,900	
	78	240,200	303,500	342,500	383,600		
	79	240,800	304,700	343,000	384,100		
	80	241,400	306,100	343,400	384,600		
	81	241,700	307,400	343,700	385,000		
	82	242,100	308,600	344,000	385,600		
	83	242,500	309,900	344,400	386,200		
	84	242,900	311,100	344,700	386,800		
	85	243,300	312,500	345,200	387,500		
	86		313,300	345,500	388,100		
	87		314,100	345,800	388,700		
	88		314,900	346,100	389,300		

	89		315,500	346,500	390,000		
	90		316,200	346,800	390,600		
	91		316,900	347,200	391,200		
	92		317,500	347,500	391,800		
	93		318,200	347,900	392,500		
	94		318,400	348,200	393,100		
	95		319,000	348,500	393,700		
	96		319,600	348,800	394,300		
	97		320,200	349,100	395,000		
	98		320,700	349,500			
	99		321,200	349,900			
	100		321,700	350,300			
	101		322,300	350,800			
	102		322,800	351,200			
	103		323,200	351,600			
	104		323,700	352,000			
	105		324,200	352,500			
	106		324,600				
	107		324,800				
	108		325,200				
	109		325,600				
	110		326,000				
	111		326,400				
	112		326,800				
	113		327,100				
	114		327,300				
	115		327,700				
	116		328,000				
	117		328,200				
	118		328,500				
	119		328,800				
	120		329,100				
	121		329,300				
	122		329,600				
	123		330,000				
	124		330,200				
	125		330,300				
	126		330,600				
	127		331,000				
	128		331,200				
	129		331,400				
	130		331,800				
	131		332,200				
	132		332,600				
	133		332,800				

備考　この表は、病院に勤務する職員で次の各号に掲げる者（当該職員としての採用選考に合格した者で免許取得前のものを含む。）に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。

（1）　調剤業務を行う薬剤師

（2）　栄養管理業務を行う栄養士

(3)　診療放射線技師及び診療エックス線技師
(4)　臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者
(5)　臨床工学技士
(6)　理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
(7)　視能訓練士その他の視能技術者
(8)　歯科衛生士及び歯科技工士
(9)　あん摩マッサージ指圧師
(10)　前各号に類する医療技術者

別表第6（第8条関係）

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,900
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,300
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,800
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	447,200

	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	448,500
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	449,400
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	450,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	410,000	450,900
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	411,400	451,900
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	412,900	452,800
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	414,400	453,700
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	415,900	454,600
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	417,400	455,500
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	418,900	456,200
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	420,400	457,000
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	421,900	457,800
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	423,200	458,700
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	424,700	459,500
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	426,100	460,200
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	427,400	461,000
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	428,500	461,900
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	429,400	462,700
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	430,300	463,500
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	431,000	464,300
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	431,800	465,100
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	432,700	
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	433,600	
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	434,500	
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	435,400	
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	436,200	
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	436,900	
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	437,700	
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	438,500	
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	439,300	
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	440,100	
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	440,900	
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	441,600	
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	442,400	
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	443,200	
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	444,000	
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	444,700	
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
再任用職員以外の職員	81	268,000	299,700	336,000	359,100	387,000		
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,600		
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	388,200		
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,700		
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	389,200		
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	389,800		
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	390,400		
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	391,000		

89	276,100	309,100	344,000	363,300	391,400			
90	277,000	310,300	344,800	363,700	391,900			
91	277,900	311,500	345,600	364,300	392,500			
92	278,900	312,700	346,400	364,800	393,100			
93	279,900	313,500	347,000	365,100	393,500			
94	280,900	314,200	347,600	365,600	394,000			
95	281,800	314,900	348,300	366,000	394,500			
96	282,800	315,500	348,900	366,300	395,000			
97	283,600	316,200	349,300	366,900	395,600			
98	284,400	316,500	349,700	367,400	396,100			
99	285,000	317,100	350,200	367,900	396,600			
100	285,900	317,800	350,600	368,400	397,100			
101	286,700	318,200	351,100	369,000	397,700			
102	287,500	318,800	351,500	369,500				
103	288,300	319,400	352,000	370,000				
104	289,100	320,000	352,400	370,400				
105	289,800	320,400	352,700	371,000				
106	290,300	320,900	353,200	371,500				
107	290,800	321,400	353,600	372,000				
108	291,300	321,900	353,900	372,500				
109	291,500	322,300	354,400	373,100				
110	291,800	322,700	354,900	373,500				
111	292,000	323,000	355,400	374,000				
112	292,400	323,300	355,900	374,500				
113	292,700	323,700	356,400	375,100				
114	292,900	324,100	356,900	375,600				
115	293,300	324,500	357,400	376,100				
116	293,600	324,800	357,800	376,600				
117	293,900	325,000	358,200	377,200				
118	294,200	325,300	358,600	377,700				
119	294,500	325,700	359,100	378,200				
120	294,900	325,900	359,600	378,700				
121	295,200	326,100	360,000					
122	295,600	326,400	360,500					
123	295,900	326,700	361,000					
124	296,300	327,000	361,500					
125	296,500	327,200	361,800					
126	296,700	327,500	362,300					
127	297,000	327,900	362,800					
128	297,400	328,100	363,300					
129	297,600	328,200	363,600					
130	297,900	328,500	364,100					
131	298,300	328,900	364,600					
132	298,700	329,100	365,100					
133	298,900	329,400						
134	299,200	329,800						
135	299,600	330,200						
136	299,900	330,600						

	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						
	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						

備考　この表は、病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師、准看護師である職員（当該職員としての採用選考に合格した者で免許取得前のものを含む。）に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。

別表第7(第8条関係)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,000	205,300	251,200	272,400	317,700	361,800
	2	156,200	207,100	252,800	274,200	319,900	364,400
	3	157,400	208,900	254,200	275,800	322,200	366,900
	4	158,600	210,600	255,800	277,300	324,400	369,500
	5	159,600	212,300	257,000	279,100	326,600	371,500
	6	161,100	214,100	258,300	281,200	328,600	374,000
	7	162,500	215,900	259,700	283,300	330,800	376,300
	8	163,900	217,600	261,100	285,600	333,000	378,800
	9	165,200	219,500	262,300	287,600	335,100	381,300
	10	166,600	221,000	263,800	289,700	337,300	384,000
	11	168,000	222,400	265,100	291,900	339,400	386,600
	12	169,500	223,800	266,200	294,000	341,600	389,300
	13	171,000	225,300	267,500	295,900	343,500	391,700
	14	172,500	226,900	269,200	298,200	345,500	394,000
	15	174,000	228,500	270,900	300,400	347,600	396,200
	16	175,400	230,100	272,700	302,600	349,600	398,600
	17	177,000	231,500	274,300	304,700	351,400	400,400
	18	178,800	233,100	276,200	307,000	353,400	402,400
	19	180,500	234,600	278,000	309,200	355,200	404,300
	20	182,200	236,100	279,600	311,500	357,100	406,100
	21	183,700	237,300	281,200	313,600	359,100	408,000
	22	185,400	238,800	283,000	315,700	361,000	409,800
	23	187,100	240,100	284,600	317,900	363,000	411,600
	24	188,800	241,500	286,300	320,000	364,900	413,500
	25	190,400	243,000	288,200	322,000	366,900	415,300
	26	192,200	244,700	289,900	324,000	368,800	416,800
	27	194,000	246,200	291,700	326,100	370,800	418,300
	28	195,700	247,900	293,500	328,100	372,800	419,900
	29	197,500	249,300	295,000	330,100	374,300	421,500
	30	199,000	250,600	296,700	332,200	376,100	422,800
	31	200,500	251,900	298,400	334,200	377,900	424,100
	32	201,900	253,300	300,000	336,300	379,500	425,300
	33	203,400	254,600	301,500	338,000	381,300	426,500
	34	204,700	255,900	303,100	339,900	382,700	427,800
	35	206,000	257,200	304,600	341,800	384,200	429,100
	36	207,200	258,400	306,200	343,700	385,800	430,300

	37	208,500	259,800	307,900	345,100	387,200	431,500
	38	209,900	261,400	309,400	347,000	388,400	432,300
	39	211,300	263,000	310,900	348,900	389,600	433,100
	40	212,700	264,600	312,500	350,700	390,700	433,900
	41	213,700	266,000	313,900	352,600	391,800	434,500
	42	214,900	267,600	315,500	354,400	393,000	435,200
	43	216,000	269,200	317,000	356,200	394,200	435,900
	44	217,200	270,700	318,500	357,900	395,300	436,600
	45	218,100	272,400	319,700	359,700	396,000	437,400
	46	219,200	274,000	320,900	361,100	396,700	438,200
	47	220,200	275,600	322,100	362,600	397,400	438,600
	48	221,200	277,200	323,300	364,000	398,100	439,300
	49	222,100	278,700	324,300	365,000	398,700	439,900
	50	223,200	280,300	325,300	366,100	399,300	440,600
	51	224,300	281,900	326,200	367,200	399,800	441,300
	52	225,100	283,400	327,200	368,300	400,500	442,100
	53	225,700	285,000	328,100	369,200	401,200	442,700
	54	226,800	286,500	328,800	369,800	401,900	443,500
	55	227,500	287,900	329,600	370,600	402,600	444,300
	56	228,400	289,400	330,400	371,400	403,100	444,900
	57	229,200	290,800	331,000	372,200	403,700	445,500
	58	230,100	292,200	331,500	373,000	404,300	446,200
	59	230,900	293,700	332,100	373,800	404,900	447,000
	60	231,800	295,200	332,600	374,600	405,500	447,800
	61	232,800	296,500	333,100	375,500	406,000	448,400
	62	233,700	298,000	333,300	376,200	406,700	
	63	234,600	299,300	333,900	376,900	407,300	
	64	235,400	300,800	334,500	377,600	407,800	
	65	236,300	302,000	334,800	377,900	408,100	
	66	237,300	303,300	335,300	378,500	408,700	
	67	238,500	304,400	335,800	379,100	409,400	
	68	239,600	305,700	336,300	379,800	409,900	
	69	240,600	306,600	336,800	380,200	410,400	
	70	241,700	307,700	337,300	380,900	411,100	
	71	242,800	308,900	337,700	381,500	411,800	
	72	243,700	310,100	338,200	382,100	412,500	
再任用職員以外の職員	73	244,500	311,400	338,400	382,500	412,900	
	74	245,600	312,100	338,900	383,100	413,600	
	75	246,700	312,800	339,400	383,700	414,300	
	76	247,700	313,400	339,900	384,300	415,000	
	77	248,600	314,200	340,200	384,700	415,500	
	78	249,600	314,900	340,600	385,200	416,200	
	79	250,600	315,600	341,100	385,700	416,900	
	80	251,600	316,300	341,500	386,300	417,600	

81	252,500	316,600	341,700	386,800	418,100	
82	253,200	316,900	342,000	387,500	418,800	
83	254,200	317,500	342,500	388,200	419,500	
84	255,200	317,800	342,900	388,600	420,200	
85	256,000	318,200	343,200	388,800	420,700	
86	256,800	318,500	343,500	389,500	421,400	
87	257,600	318,900	344,000	390,200	422,100	
88	258,500	319,200	344,400	390,900	422,800	
89	259,200	319,700	344,700	391,400	423,300	
90	260,000	320,100	345,100	392,100		
91	260,800	320,400	345,500	392,800		
92	261,600	320,700	345,700	393,400		
93	262,200	321,200	346,000	393,900		
94	262,900	321,600	346,300	394,500		
95	263,400	321,800	346,600	395,100		
96	264,100	322,200	346,900	395,700		
97	264,800	322,600	347,300	396,400		
98	265,500	323,000	347,600	397,000		
99	266,200	323,400	347,900	397,600		
100	266,900	323,800	348,200	398,200		
101	267,400	324,000	348,600	398,900		
102	267,900	324,300		399,500		
103	268,300	324,600		400,100		
104	268,800	324,900		400,700		
105	268,900	325,300		401,400		
106	269,200	325,500		402,000		
107	269,500	325,800		402,600		
108	269,800	326,200		403,200		
109	270,200	326,600		403,900		
110	270,500	326,900				
111	270,900	327,300				
112	271,200	327,600				
113	271,500	327,900				
114	271,800	328,300				
115	272,100	328,600				
116	272,500	328,800				
117	272,800	328,900				
118	273,100	329,300				
119	273,500	329,700				
120	273,900	330,100				
121	274,100	330,300				
122	274,300	330,700				
123	274,700	331,100				
124	275,000	331,500				

	125	275,200	331,700				
	126	275,500	332,100				
	127	275,900	332,500				
	128	276,300	332,900				
	129	276,500	333,100				
	130	276,900					
	131	277,300					
	132	277,600					
	133	277,800					
	134	278,100					
	135	278,500					
	136	278,800					
	137	279,000					
	138	279,300					
	139	279,600					
	140	279,900					
	141	280,100					
	142	280,300					
	143	280,500					
	144	280,800					
	145	281,200					
	146	281,400					
	147	281,700					
	148	282,000					
	149	282,300					
	150	282,500					
	151	282,800					
	152	283,000					
	153	283,300					

備考　この表は、病院に勤務し、相談業務等を行う相談員、心理判定員及び保育士である職員に適用する。

別表第8(第8条関係)

技能職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
	39	175,500	222,000	249,300	288,100	334,000
	40	177,200	223,100	250,600	289,000	335,200
	41	178,800	224,000	251,600	289,800	336,200
	42	180,200	225,200	252,900	290,800	337,400
	43	181,600	226,200	254,000	291,800	338,600
	44	183,000	227,300	255,300	292,700	339,800

再任用職員以外の職員	45	184,500	228,400	256,200	293,400	340,700
	46	185,900	229,500	257,300	294,300	341,700
	47	187,300	230,600	258,500	295,200	342,800
	48	188,700	231,600	259,500	296,100	343,900
	49	190,000	232,600	260,700	296,800	345,000
	50	191,200	233,700	261,900	297,400	345,900
	51	192,300	234,800	263,100	298,100	346,900
	52	193,500	236,000	264,000	298,900	347,900
	53	194,600	237,100	265,100	299,500	348,800
	54	195,700	238,100	266,200	300,300	350,400
	55	196,800	239,000	267,400	301,000	352,500
	56	197,900	239,800	268,600	301,700	354,700
	57	199,000	240,800	269,500	302,400	356,900
	58	200,000	241,800	270,500	303,100	357,900
	59	201,000	242,800	271,600	303,900	358,800
	60	202,000	243,700	272,600	304,600	359,800
	61	203,100	244,700	273,700	305,200	360,900
	62	204,000	245,600	274,800	305,900	362,000
	63	204,900	246,500	275,700	306,600	363,000
	64	205,800	247,400	276,800	307,300	364,100
	65	206,500	248,200	277,700	307,800	365,000
	66	207,300	249,000	278,500	308,300	365,900
	67	208,000	249,800	279,300	308,900	366,900
	68	208,800	250,500	280,100	309,500	367,900
	69	209,200	251,300	280,900	310,100	369,000
	70	209,800	251,900	281,700	310,500	370,000
	71	210,100	252,400	282,500	311,000	371,100
	72	210,700	252,900	283,200	311,500	372,200
	73	211,000	253,100	284,000	311,800	373,000
	74	211,600	253,500	284,700	312,300	374,000
	75	212,100	254,000	285,500	312,800	375,000
	76	212,900	254,500	286,300	313,200	376,000
	77	213,100	255,000	286,900	313,400	376,800
	78	213,800	255,400	287,400	313,700	377,800
	79	214,300	255,900	287,900	314,000	378,800
	80	214,900	256,400	288,300	314,400	379,800
	81	215,600	256,700	288,700	314,800	380,500
	82	216,100	257,000	289,100	315,200	381,400
	83	216,700	257,300	289,600	315,600	382,300
	84	217,400	257,600	290,100	316,000	383,200
	85	218,000	257,800	290,500	316,300	384,100
	86	218,600	258,000	291,100	316,700	385,100
	87	219,100	258,300	291,700	317,000	386,100
	88	219,800	258,600	292,300	317,300	387,000
	89	220,300	258,800	292,600	317,600	387,900
	90	220,900	259,000	293,100	318,000	388,700
	91	221,500	259,400	293,600	318,300	389,500
	92	222,000	259,600	294,000	318,700	390,300
	93	222,400	259,900	294,400	318,900	390,800
	94	222,900	260,300	294,900	319,200	391,600
	95	223,400	260,600	295,400	319,500	392,400
	96	223,900	260,900	295,900	319,900	393,200

	97	224,500	261,100	296,200	320,200	393,800
	98	225,000	261,400	296,600	320,500	394,500
	99	225,500	261,600	297,100	320,800	395,300
	100	226,000	261,900	297,600	321,100	396,100
	101	226,400	262,200	298,000	321,400	396,800
	102	226,900	262,400	298,400		397,600
	103	227,500	262,700	298,700		398,300
	104	228,100	263,000	299,000		399,100
	105	228,500	263,200	299,300		399,700
	106	229,000	263,400	299,700		400,300
	107	229,500	263,700	300,100		400,900
	108	229,900	263,900	300,500		401,400
	109	230,100	264,200	300,800		401,900
	110	230,500	264,500	301,200		402,500
	111	231,000	264,800	301,600		403,100
	112	231,500	265,000	302,000		403,700
	113	231,800	265,200	302,200		404,200
	114	232,300	265,500	302,500		
	115	232,800	265,700	302,900		
	116	233,300	265,900	303,200		
	117	233,600	266,200	303,500		
	118	234,000	266,500	303,900		
	119	234,400	266,800	304,200		
	120	234,800	267,100	304,500		
	121	235,200	267,200	304,700		
	122		267,500	305,100		
	123		267,800	305,400		
	124		268,100	305,700		
	125		268,200	305,900		
	126		268,500	306,300		
	127		268,800	306,600		
	128		269,100	306,900		
	129		269,200	307,100		
	130		269,500	307,400		
	131		269,800	307,800		
	132		270,100	308,200		
	133		270,200	308,400		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			

備考　この表は、病院に勤務する一般職に属する単純な労務に雇用される職員（事務職等給料表（2）の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（第１条関係）

新	旧
第１条～第28条　（略） （勤勉手当） 第29条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあっては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額を超えてはならない。 ３～６　（略） 第30条～第33条　（略） 附則 １～13　（略） （地域手当に関する特例） 14　平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間における第15条第２項の規定の適用については、同項中「100 分の 12」とあるのは、「100分の11.6」とする。 15～22　（略）	第１条～第28条　（略） （勤勉手当） 第29条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあっては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）を乗じて得た額を超えてはならない。 ３～６　（略） 第30条～第33条　（略） 附則 １～13　（略） （地域手当に関する特例） 14　平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間における第15条第２項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の11.5」とする。 15～22　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則（第２条関係）

新

第１条～第８条　（略）

（給与）

第９条　（略）

２～８　（略）

９　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、100分の42.5（特定幹部職員にあっては100分の52.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第10条～第13条　（略）

別表

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
事務職等給料表（１）	186,900	234,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100
	他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。							
事務職等給料表（２）	192,800	203,900	222,400	243,200	273,900			
	病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。							
技術研究職給料表	216,700	257,900	282,700	325,100	383,600	425,300		
	病院に勤務し、専門的科学知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った再雇用職員等に適用する。							
医療職給料表（１）	296,600	339,100	393,400	466,600	566,500			
	病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師である再雇用職員等に適用する。なお、							

旧

第１条～第８条　（略）

（給与）

第９条　（略）

２～８　（略）

９　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、100分の37.5（特定幹部職員にあっては100分の47.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第10条～第13条　（略）

別表

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
事務職等給料表（１）	186,700	234,200	254,200	273,600	288,700	314,100	355,800	388,900
	他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。							
事務職等給料表（２）	192,600	203,700	222,200	243,000	273,700			
	病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。							
技術研究職給料表	216,500	257,700	282,500	324,900	383,400	425,100		
	病院に勤務し、専門的科学知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った再雇用職員等に適用する。							
医療職給料表（１）	296,400	338,900	393,200	466,400	566,300			
	病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師である再雇用職員等に適用する。							

	理事長が特に認める場合については、その限りではない。							
医療職給料表（2）	187,900	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200		
	病院に勤務する再雇用職員等で備考２に掲げる者に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。							
医療職給料表（3）	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800	
	病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。							
福祉職給料表	200,700	240,200	254,500	287,600	314,300	356,000		
	病院に勤務し、相談指導等を行う相談員、心理判定員及び保育士である再雇用職員等に適用する。							
技能職給料表	192,800	203,900	222,400	243,200	273,900			
	病院に勤務する単純な労務に雇用される再雇用職員等（事務職等給料表（2）の適用を受ける再雇用職員等を除く。）に適用する。							

備考

1　表中の数字は単位を円とし、給料月額を指すものとする。

2　医療職給料表（2）を適用する再雇用職員等は、次のとおりとする。

（1）　調剤業務を行う薬剤師

（2）　栄養管理業務を行う栄養士

（3）　診療放射線技師及び診療エックス線技師

（4）　臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者

（5）　臨床工学技士

（6）　理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

（7）　視能訓練士

（8）　歯科衛生士及び歯科技工士

（9）　あん摩マッサージ指圧師

(10)　前各号に類する医療技術者

医療職給料表（2）	187,700	242,500	255,900	281,100	321,800	364,000		
	病院に勤務する再雇用職員等で備考２に掲げる者に適用する。							
医療職給料表（3）	234,100	254,400	261,600	271,800	288,100	325,200	369,600	
	病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師である再雇用職員等に適用する。							
福祉職給料表	200,500	240,000	254,300	287,400	314,100	355,800		
	病院に勤務し、相談指導等を行う相談員、心理判定員及び保育士である再雇用職員等に適用する。							
技能職給料表	192,600	203,700	222,200	243,000	273,700			
	病院に勤務する単純な労務に雇用される再雇用職員等（事務職等給料表（2）の適用を受ける再雇用職員等を除く。）に適用する。							

備考

1　表中の数字は単位を円とし、給料月額を指すものとする。

2　医療職給料表（2）を適用する再雇用職員等は、次のとおりとする。

（1）　調剤業務を行う薬剤師

（2）　栄養管理業務を行う栄養士

（3）　診療放射線技師及び診療エックス線技師

（4）　臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者

（5）　臨床工学技士

（6）　理学療法士その他の理学療法技術者及び作業療法士その他の作業療法技術者

（7）　視能訓練士その他の視能技術者

（8）　歯科衛生士及び歯科技工士

（9）　あん摩マッサージ指圧師

(10)　前各号に類する医療技術者

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則（第３条関係）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
第１条～第６条　（略）
（給与）
第７条　第１号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

任期付研究員給料表（１）
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>394,100</td></tr>
<tr><td>2</td><td>454,100</td></tr>
<tr><td>3</td><td>515,500</td></tr>
<tr><td>4</td><td>595,500</td></tr>
<tr><td>5</td><td>692,500</td></tr>
<tr><td>6</td><td>790,500</td></tr>
</table>
２　第２号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

任期付研究員給料表（２）
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>328,100</td></tr>
<tr><td>2</td><td>364,100</td></tr>
<tr><td>3</td><td>392,100</td></tr>
</table>
３～５　（略）
（給与規程等の準用等）
第８条　前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与規程第26条第２項の規定の準用については、同条同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。
２～４　（略）
第９条～第10条　（略）
</td><td>
第１条～第６条　（略）
（給与）
第７条　第１号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

任期付研究員給料表（１）
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>393,300</td></tr>
<tr><td>2</td><td>453,300</td></tr>
<tr><td>3</td><td>515,300</td></tr>
<tr><td>4</td><td>595,300</td></tr>
<tr><td>5</td><td>692,300</td></tr>
<tr><td>6</td><td>790,300</td></tr>
</table>
２　第２号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

任期付研究員給料表（２）
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>327,300</td></tr>
<tr><td>2</td><td>363,300</td></tr>
<tr><td>3</td><td>391,300</td></tr>
</table>
３～５　（略）
（給与規程等の準用等）
第８条　前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与規程第26条第２項の規定の準用については、同条同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。
２～４　（略）
第９条～第10条　（略）
</td></tr>
</table>

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則（第４条関係）

新

第１条～第９条　（略）

（給与に関する特例）

第 10 条　特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額(円)
1	372,100
2	420,100
3	471,500
4	532,500
5	607,500
6	709,500
7	829,500

２～４　（略）

第 11 条　第５条の規定により採用された職員には、医師免許取得後の年数に応じ、次に掲げる給料月額、地域手当及び初任給調整手当を支給する。

単位：円

医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当
３年未満	315,200	36,563	216,000
４年未満	329,400	38,210	216,000
５年未満	354,100	41,075	216,000
６年未満	366,300	42,490	216,000
７年未満	380,500	44,138	216,000
８年未満	391,700	45,437	216,000
９年未満	401,600	46,585	216,000
10 年未満(10 年以上)	410,800	47,652	216,000

（給与規程の準用等）

旧

第１条～第９条　（略）

（給与に関する特例）

第 10 条　特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額(円)
1	371,300
2	419,300
3	471,300
4	532,300
5	607,300
6	709,300
7	829,300

２～４　（略）

第 11 条　第５条の規定により採用された職員には、医師免許取得後の年数に応じ、次に掲げる給料月額、地域手当及び初任給調整手当を支給する。

単位：円

医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当
３年未満	313,500	36,052	216,000
４年未満	327,900	37,708	216,000
５年未満	352,700	40,560	216,000
６年未満	365,100	41,986	216,000
７年未満	379,500	43,642	216,000
８年未満	390,800	44,942	216,000
９年未満	400,900	46,103	216,000
10 年未満(10 年以上)	410,200	47,173	216,000

（給与規程の準用等）

第12条　特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第２項の規定の準用に関しては、同条同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。 ２～９　（略） 第13条～第15条　（略）	第12条　特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第２項の規定の準用に関しては、同条同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。 ２～９　（略） 第13条～第15条　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程（第５条関係）

新	旧
第１条～第６条　（略） 第７条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　100分の100 （２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80 （３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60 （４）　３箇月未満　100分の30 ３～５　（略） 第８条～第14条　（略） （地域手当に関する特例） ５　平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間における第５条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは、「100分の11.6」とする。 ６～11　（略）	第１条～第６条　（略） 第７条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　100分の100 （２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80 （３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60 （４）　３箇月未満　100分の30 ３～５　（略） 第８条～第14条　（略） （地域手当に関する特例） ５　平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間における第５条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは、「100分の11.5」とする。 ６～11　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（第６条関係）

新	旧
第１条～第 20 条　（略） （勤勉手当の成績率） 第 21 条　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、理事長が定めるものとする。 （１）　再雇用職員等就業規則第３条に規定された再雇用職員（次号において「再雇用職員」という。）以外の職員　100 分の 170（第５条に規定する職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100 分の 210） （２）　再雇用職員等　100 分の 80（特定幹部職員にあっては、100 分の 100） 第 22 条～第 24 条　（略）	第１条～第 20 条　（略） （勤勉手当の成績率） 第 21 条　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、理事長が定めるものとする。 （１）　再雇用職員等就業規則第３条に規定された再雇用職員（次号において「再雇用職員」という。）以外の職員　100 分の 160（第５条に規定する職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100 分の 200） （２）　再雇用職員等　100 分の 75（特定幹部職員にあっては、100 分の 95） 第 22 条～第 24 条　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（第７条関係）

新	旧
第１条～第 13 条　（略）	第１条～第 13 条　（略）
（扶養手当）	（扶養手当）
第 14 条	第 14 条
１　（略）	１　（略）
２　前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	２　前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
（１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）	（１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）
（２）　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子	（２）　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子及び孫
（３）　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある孫	（新規）
（４）　60 歳以上の父母及び祖父母	（３）　60 歳以上の父母及び祖父母
（５）　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある弟妹	（４）　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある弟妹
（６）　心身に著しい障害がある者（第１号から第５号までに該当する者を除く。）	（５）　心身に著しい障害がある者
３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族については 7,400 円（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事(1)８級職員等」という。）にあっては、3,700 円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）においては、そのうち１人については１万 200 円（職員に配偶者がない場合にあっては、１万 5,200 円）とし、扶養親族たる子が２人以上ある場合についてはそのうち１人を除く他の子について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とし、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族においては、１人につき 7,000 円（事(1)８級職員等にあっては、3,500 円）とする。	３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族については１万 4,800 円、同項第２号から第５号までの扶養親族（第５項及び第７項において「扶養親族たる子、父母等」という。）については１人につき 7,000 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち１人については 7,800 円、職員に配偶者がない場合にあってはそのうち１人については１万 2,500 円）とする。
（１）　扶養親族たる子が２人ある場合　１万 1,000 円	
（２）　扶養親族たる子が３人以上ある場合　そのうち１人については１万 1,000 円、その他の子については　１　人につき１万 2,000 円	
４　扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の４月１日から 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、7,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	４　扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の４月１日から 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、7,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
５　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれか	５　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該

に掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族たる子がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）おいて、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。 （1）　新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合 （2）　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の３月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） （3）　扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） （4）　扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）	当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。 （1）　新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合 （2）　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第２項第２号又は第４号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の３月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） （3）　扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） （4）　扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）
6　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	6　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
7　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。	7　扶養手当は、これを受けている職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当

	を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
（1）　扶養手当を受けている職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合	（新規）
（2）　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第５項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合	（新規）
（3）　扶養親族たる配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るものがある事（1）８級職員等が事（1）８級職員等以外の職員となった場合	（新規）
（4）　扶養親族たる配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るものがある職員で事（1）８級職員等以外のものが事（1）８級職員等となった場合	（新規）
（5）　扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合	（新規）
（6）　扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合(第５項第１号に該当する場合を除く。	（新規）
８　（略）	８　（略）
第 15 条～第 33 条　（略）	第 15 条～第 33 条　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（第８条関係）

新	旧
第１条～第28条　（略） （勤勉手当） 第29条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあっては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額を超えてはならない。 ３～６　（略） 第30条～第33条　（略） 附則 １～13　（略） （地域手当に関する特例） 14　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間における第15条第２項の規定の適用については、同項中「100 分の 12」とあるのは、「100分の11.8」とする。 15～22　（略）	第１条～第28条　（略） （勤勉手当） 第29条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあっては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額を超えてはならない。 ３～６　（略） 第30条～第33条　（略） 附則 １～13　（略） （地域手当に関する特例） 14　平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間における第15条第２項の規定の適用については、同項中「100 分の 12」とあるのは、「100分の11.6」とする。 15～22　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（第９条関係）

新	旧
第１条～第 30 条の５　（略） （統括部長手当） 第 30 条の６　統括部長手当は、組織規程第７条第１項及び第 15 条第４項に定める統括部長に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。 ２　統括部長手当の月額は、10 万円とする。 ３　前２項に規定するもののほか、統括部長手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 第 31 条～第 33 条　（略）	第１条～第 30 条の５　（略） （新設） 第 31 条～第 33 条　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（第10条関係）

新	旧
第１条～第30条の６　（略） （助産師手当） 第30条の７　助産師手当は、助産師（保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第３条）資格を有し分娩介助業務、保健指導及び産後ケア業務等助産師が行うべき業務に原則として常時従事する職員に支給する。 ２　助産師手当の月額は、8,000円とする。 ３　前２項に規定するもののほか、助産師手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 第31条～第33条　（略）	第１条～第30条の６　（略） （新設） 第31条～第33条　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則（第11条関係）

新	旧
第１条～第８条　（略） （給与） 第９条　（略） ２～８　（略） ９　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、100分の40（特定幹部職員にあっては100分の50）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 第10条～第13条　（略）	第１条～第８条　（略） （給与） 第９条　（略） ２～８　（略） ９　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、100分の42.5（特定幹部職員にあっては100分の52.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 第10条～第13条　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則（第12条関係）

新	旧
第１条～第７条　（略） （給与規程等の準用等） 第８条　前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与規程第26条第２項の規定の準用については、同条同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。 ２～４　（略） 第９条～第10条　（略）	第１条～第７条　（略） （給与規程等の準用等） 第８条　前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与規程第26条第２項の規定の準用については、同条同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。 ２～４　（略） 第９条～第10条　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則（第13条関係）

新

第１条～第10条　（略）

第11条　第５条の規定により採用された職員には、医師免許取得後の年数に応じ、次に掲げる給料月額、地域手当及び初任給調整手当を支給する。

単位：円

医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当
３年未満	315,200	37,193	216,000
４年未満	329,400	38,869	216,000
５年未満	354,100	41,783	216,000
６年未満	366,300	43,223	216,000
７年未満	380,500	44,899	216,000
８年未満	391,700	46,220	216,000
９年未満	401,600	47,388	216,000
10年未満(10年以上)	410,800	48,474	216,000

（給与規程の準用等）

第12条　特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第２項の規定の準用に関しては、同条同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

２～９　（略）

第13条～第15条　（略）

旧

第１条～第10条　（略）

第11条　第５条の規定により採用された職員には、医師免許取得後の年数に応じ、次に掲げる給料月額、地域手当及び初任給調整手当を支給する。

単位：円

医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当
３年未満	315,200	36,563	216,000
４年未満	329,400	38,210	216,000
５年未満	354,100	41,075	216,000
６年未満	366,300	42,490	216,000
７年未満	380,500	44,138	216,000
８年未満	391,700	45,437	216,000
９年未満	401,600	46,585	216,000
10年未満(10年以上)	410,800	47,652	216,000

（給与規程の準用等）

第12条　特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第２項の規定の準用に関しては、同条同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

２～９　（略）

第13条～第15条　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程（第14条関係）

新	旧
第１条～第６条　（略） 第７条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　100分の100 （２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80 （３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60 （４）　３箇月未満　100分の30 ３～５　（略） 第８条～第14条　（略） （地域手当に関する特例） ５　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間における第５条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは、「100分の11.8」とする。 ６～11　（略）	第１条～第６条　（略） 第７条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　100分の100 （２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80 （３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60 （４）　３箇月未満　100分の30 ３～５　（略） 第８条～第14条　（略） （地域手当に関する特例） ５　平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間における第５条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは、「100分の11.6」とする。 ６～11　（略）

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程（第15条関係）

新	旧
第１条～第７条　（略）	第１条～第７条　（略）
別表第１（第２条、第３条関係）	別表第１（第２条、第３条関係）

職	区分
1　医療職給料表（1）の職務の級が５級の職の顧問及び総長	１種
2　技術研究職給料表の職務の級が６級の職の事業所の長のうち、理事長が別に定めるもの	
3　医療職給料表（１）の職務の級が４級の職の事業所の長のうち、理事長が別に定めるもの	
4　事務職等給料表（1）の職務の級が８級等の職の事務局長	２種
5　事務職等給料表（1）の職務の級が８級等の職の事業所の長で２及び３に掲げる職以外のもの	
6　事務職等給料表（1）の職務の級が８級等の職の事業所の病院長、事務局長その他これらの職に相当する職で理事長が別に定めるもの	
7　事務職等給料表（1）の職務の級が７級等の職の本部事務局の課長	３種
8　事務職等給料表（1）の職務の級が７級等の職の事業所の長	
9　事務職等給料表（1）の職務の級が７級等の職のうち、２以上の課、科又は室を統括する事業所の部長、副事務局長その他これらの職に相当する職で理事長が別に定めるもの	
10　２以上の課、科又は室を統括する事務職等給料表（1）の職務の級が７級等の職の事業所の部長、副事務局長その他これらの職に相当する職として理事長が別に定めるもので９に掲げる職以外のもの	４種
11　医療職給料表（2）の職務の級が６級の職の部長	
12　理事長が別に定めるもの	６種

備考　表中「事務職等給料表（1）の職務の級が８級等の職」とは、事務職等給料表の職務の級が８級、技術研究職給料表の職務の級が６級及び医療職給料表（1）

職	区分
1　医療職給料表（1）の職務の級が５級の職の顧問及び総長	１種
2　技術研究職給料表の職務の級が６級の職の事業所の長のうち、理事長が別に定めるもの	
3　医療職給料表（１）の職務の級が４級の職の事業所の長のうち、理事長が別に定めるもの	
4　事務職等給料表（1）の職務の級が８級等の職の事務局長	２種
5　事務職等給料表（1）の職務の級が８級等の職の事業所の長で２及び３に掲げる職以外のもの	
6　事務職等給料表（1）の職務の級が８級等の職の事業所の病院長、事務局長その他これらの職に相当する職で理事長が別に定めるもの	
7　事務職等給料表（1）の職務の級が７級等の職の本部事務局の課長	３種
8　事務職等給料表（1）の職務の級が７級等の職の事業所の長	
9　事務職等給料表（1）の職務の級が７級等の職のうち、２以上の課、科又は室を統括する事業所の部長、副事務局長その他これらの職に相当する職で理事長が別に定めるもの	
10　２以上の課、科又は室を統括する事務職等給料表（1）の職務の級が７級等の職の事業所の部長、副事務局長その他これらの職に相当する職として理事長が別に定めるもので９に掲げる職以外のもの	４種
（新規）	
11　理事長が別に定めるもの	６種

備考　表中「事務職等給料表（1）の職務の級が８級等の職」とは、事務職等給料表の職務の級が８級、技術研究職給料表の職務の級が６級及び医療職給料表（1）

の職務の級が４級の職を、「事務職等給料表（１）の職務の級が７級等の職」とは、事務職等給料表（１）の職務の級が７級、技術研究職給料表の職務の級が５級、医療職給料表（１）の職務の級が３級、医療職給料表（２）の職務の級が６級、医療職給料表（３）の職務の級が６級及び７級並びに福祉職給料表の職務の級が６級の職をいう。 別表第２～３　（略）	の職務の級が４級の職を、「事務職等給料表（１）の職務の級が７級等の職」とは、事務職等給料表（１）の職務の級が７級、技術研究職給料表の職務の級が５級、医療職給料表（１）の職務の級が３級、医療職給料表（２）の職務の級が６級、医療職給料表（３）の職務の級が６級及び７級並びに福祉職給料表の職務の級が６級の職をいう。 別表第２～３　（略）

業務 [理事会]

フォーム選択： **マスターフォーム**　起案者確認　申請用　起案者最終確認

対象文書

文書管理番号		保存対象	
ガイドNo.		記号番号	
個別ﾌｫﾙﾀﾞ id-名称		公開･非公開の状況	
収受		施行区分	
起案	2017-03-09	発送	
決裁	2017-03-13	公印	
処理済	2017-03-13	所属グループ	本部事務局人事給与課 課長
処理期限		起案者	花上　正司
保存期間		電話番号	312
件名	【理事会議案】地方独立行政法人神奈川県立病院機構短時間正規職員に関する規程の一部改正等について		
決裁方法	電子		
３月14日開催の理事会の議案となる標記の件について、事前の承認について伺います。			

原義	

公印有無	無

役員名	康井副理事長
認否	承認
指摘事項（コメント）	

役員名	佐藤副理事長
認否	承認
指摘事項（コメント）	

役員名	山下理事
認否	承認
指摘事項（コメント）	

役員名	宮野理事
認否	承認
指摘事項（コメント）	

役員名	松村理事
認否	承認
指摘事項（コメント）	

役員名	豊田理事
認否	承認
指摘事項（コメント）	

役員名	玉井理事
認否	承認
指摘事項（コメント）	

役員名	町田理事
認否	承認
指摘事項（コメント）	

役員名	岩井理事
認否	承認
指摘事項（コメント）	

役員名	大川理事
認否	承認
指摘事項（コメント）	

役員名	中沢理事
認否	承認
指摘事項（コメント）	

システム番号	2016-0000000026

添付ﾌｧｲﾙ

No.	説明文	ﾌｧｲﾙ
1		既読 (案の1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構短時間正規職員に関する規程の一部改正について.pdf(37KB)
2		既読 (案の2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程の一部改正について.pdf(211KB)
3		既読 (案の3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程の制定について.pdf(5MB)

改　訂　添付ﾌｧｲﾙ一括　廃　棄

文書スケジュール

作業予定			作業実績			
アクティビティ		担当者	操作	作業者	作業日時	コメント
開始			開始	花上　正司	2017-03-09 12:50:43	
承認		本部事務局人事部 部長	承認	森　由紀裕	2017-03-09 13:00:20	
承認		本部事務局 事務局長	承認	竹村　昭	2017-03-09 14:00:51	
並列	承認(1)	副理事長 副理事長 康井 制洋	完了	康井　制洋	2017-03-09 14:50:15	
	承認(2)	副理事長 副理事長 佐藤 清	完了	佐藤　清	2017-03-09 18:50:34	
	承認(3)	理事 山下 純正	完了	山下　純正	2017-03-09 18:03:52	
	承認(4)	理事 宮野 悟	完了	宮野　悟	2017-03-13 11:30:11	
	承認(5)	理事 松村 有子	完了	松村　有子	2017-03-09 14:28:10	
	承認(6)	理事 豊田 正明	完了	豊田　正明	2017-03-09 14:50:33	
	承認(7)	理事 玉井 拙夫	完了	玉井　拙夫	2017-03-13 11:48:31	
	承認(8)	理事 町田 治郎	完了	町田　治郎	2017-03-09 14:53:14	
	承認(9)	理事 岩井 一正	完了	岩井　一正	2017-03-09 14:16:03	
	承認(10)	理事 大川 伸一	完了	大川　伸一	2017-03-09 15:12:57	
	承認(11)	理事 中沢 明紀	完了	中沢　明紀	2017-03-09 17:37:22	
起案者確認		本部事務局人事給与課 課長 花上 正司	完了	花上　正司	2017-03-13 11:50:55	
理事長承認		理事長	承認	土屋　了介	2017-03-13 22:10:48	
起案者最終確認		本部事務局人事給与課 課長 花上 正司	完了	花上　正司	2017-03-13 22:29:46	
発行			発行	花上　正司	2017-03-13 22:29:46	